

再生可能エネルギーの全量買取制度に 関するオプションについて

電源開発株式会社

平成22年6月9日

全量買取制度については、地球温暖化対策税、排出量取引等の政策効果や国民負担も考慮の上、バランスのある制度設計がなされることを前提に、以下、発電事業者の立場から意見を述べます。

【制度の基本的な考え方について】

- ◆平成21年12月3日のヒアリングで述べたとおり、全量買取制度は、現行のRPS制度等の利点である 低コストの電源から導入されることで国民経済上は効率的な資源配分を行うことができる点、 電源種別の特性を考慮して電源の固定費部分への補助金との組合せにより上述の を補完する点、を踏まえた制度設計が必要と考えます。

【買取対象とする種類について】

- ◆実用化されていない再生可能エネルギーは、現時点ではコストの見通しが立たず、固定価格での買取制度にはそぐわないことから、実用化されている再生可能エネルギーのみを対象とすべきです。

【新設・既設の取り扱いについて】

- ◆全量買取制度においても、現行のRPS制度の対象電源と同様に、基本的には新設・既設の区別なく適用するのが整合的と考えます。
- ◆RPS制度が廃止される場合には、既設のRPS対象設備が全量買取制度の対象となる場合でも、対象とならない場合でも、現行のRPS制度での個別契約において「電気価値 + RPS価値」で確保されていた経済性の水準が維持できる制度設計が必要です。
- ◆また、RPS相当量を電気価値と切り離して単独で販売している場合もあり、RPS制度が廃止されることで、既存のRPS相当量に係る契約が無価値とならないよう、現行契約水準(価格・期間)の経済性を確保するための経過措置が必要です。

2 - 1. 水力発電・地熱発電

水力発電について

【全量買取の範囲について】

- ◆対象設備の規模の上限値は、今後の潜在開発可能規模を考慮すると、現行RPS制度の対象である1,000kWから30,000kWまで引き上げることで開発量の増加がもたらされます。

現行の中小水力補助金の対象は、30,000kW以下。

- ◆新規開発に比較して環境負荷も小さく、kWh増につながる既設設備のリパワリング(水車及び発電機全体の一括更新や、水車ランナーのみの更新による効率向上等)についても対象とすることで、更に開発量の増加が期待できます。

【買取価格・買取期間の設定方法について】

- ◆仮に補助金なしを前提とすると、買取価格15円・買取期間15年では経済性が成り立たない地点が多く、水力発電の開発量は増加しないと考えられます。
- ◆リパワリングについては、地点特性により費用にバラつきはあるものの、15円・15年とすれば一定数の実施が見込めます。

地熱発電について

【全量買取の範囲について】

- ◆現行RPS制度においては、バイナリー方式のみが対象電源となっていますが、経済性に優れるフラッシュ方式の新規地点も対象とすることで開発量の増加が期待できます。
- ◆既設設備のリパワリングについても対象とすることで開発量の増加につながります。

【買取価格・買取期間の設定方法について】

- ◆仮に補助金なしを前提とすると、買取価格15円・買取期間15年では経済性が成り立たない地点が多く、地熱発電の開発量は増加しないと考えられます。

2 - 2 . 水力発電・地熱発電

【買取範囲・価格・期間の設定において留意すべき点について】

- ◆水力発電や地熱発電は、開発に長い準備期間と多額の開発コストが必要であり、地点毎のコスト差も大きいこと、及び電力の安定的な供給力としての価値(kW価値)を考慮し、初期投資のコスト負担の軽減のため、個別地点の特性に応じて柔軟な支援(調査費や建設費に対する補助金等)が必要です。
- ◆また、地熱発電については、井戸の減衰による補充井への補助金も必要です。

水力発電や地熱発電は計画的に安定な電力を供給できる特性を併せ持っており、電力の供給力としての価値(kW価値)も有しています。買取価格をkWhで全電源一律の価格設定とされていますが、太陽光発電や風力発電と異なり、水力発電や地熱発電が有するkW価値は、火力発電等のバックアップ電源を増やすことなく、再生可能エネルギーの開発量を更に増やせるメリットがあることから、制度設計においては、このkW価値が損なわれないものとする必要があります。

- ◆水力発電のリパワリングによる増分kWhの特定方法については、豊湯水によるkWh変動等と区別するため、予め明確なルールを設定しておくことが必要です。

【その他事務的に検討すべき事項について(立地規制の見直し等)】

- ◆内閣府の規制・制度改革に関する分科会において、再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直しについて議論されているところですが、水力発電や地熱発電の開発促進のためには、自然公園法をはじめ、河川法、国有林野の貸与条件や保安林解除の手続き、温泉法、森林法、環境アセス法といった諸規制の緩和や手続きの簡素化が必要です。

3. バイオマス発電

【全量買取の範囲について】

- ◆ 買取対象の範囲は、混焼、専焼の区分なく全てを対象とすることが、CO2排出量削減に効果的です。
- ◆ 対象とするバイオマス燃料については、未利用資源を最大限活用するとの観点から、マテリアル利用との整合に配慮しつつも、トレーサビリティが確保されれば幅広いバイオマス資源(林地残材、下水汚泥等)を対象としてよいと考えます。

【買取価格・買取期間の設定方法について】

- ◆ バイオマス混焼に必要なコストは、バイオマス燃料費が主であり、特に国内森林資源を対象とするものは、農水省にて検討中の森林・林業再生プランとの整合を取った価格設定が必要です。

【価格・期間の設定において留意すべき点について】

- ◆ バイオマスについては、他の政策支援と組み合わせることにより導入が促進されると考えられます。特に、賦存量が豊富であるものの供給コストの高い国内未利用森林資源については、買取期間中に、林業政策の観点からの補助金等による森林側のインフラ整備を通じて低廉な供給コスト構造を確立し、買取期間終了後の事業継続性を図る必要があります。

【全量買取の範囲について】

- ◆既設地点は風況等において適地であることから、今後は、同一地点でのリプレースが期待できます。リプレースの際は、ブレードのみならず、ナセルやタワーも含めて一括更新することが考えられ、実質的に新設と同様と考えられます。また、リプレースの際には、風車の大型化、性能向上による増出力、風車の基数の増設等を図ることができます。従って、買取対象を新設に限定する場合であっても、既設設備のリプレースは新設として扱い、全量を買取対象とすべきと考えます。

【買取価格・買取期間の設定方法について】

- ◆現行の受電会社との契約期間は15～20年となっており、今後導入拡大を図るために開発を進める場合、経済性で劣後する地点を開発することになります。
- ◆新規建設の場合、補助金なしを前提とすると、買取価格15円・買取期間15年では経済性が成り立たない地点が多いと考えられます。

【その他事務的に検討すべき事項について(立地規制の見直し等)】

- ◆自然公園法の規制を緩和することで、経済性が成り立つ地点が増加します。
- ◆環境アセス法の対象になることで、開発量が抑えられる可能性があります。開発期間の短縮化や開発コスト抑制のために、環境アセスの手続きの簡素化が必要です。